航空自衛隊達第５２号

防衛省の情報保証に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第１６０号）の規定に基づき、及び同訓令を実施するため、航空自衛隊における情報保証に関する達を次のように定める。

平成２６年６月３０日

航空幕僚長　空将　齊藤　治和

航空自衛隊における情報保証に関する達（登録外報告）

改正　平成２７年１２月　８日　航空自衛隊達第５６号

改正　令和　元年　６月２７日　航空自衛隊達第１４号

改正　令和　２年　３月２５日　航空自衛隊達第１７号

改正　令和　３年　３月１７日　航空自衛隊達第１８号

目次

第１章　総則（第１条－第３条）

第２章　組織及び体制（第４条－第１０条）

第３章　情報システムに係る対策

第１節　情報システムの整備等に当たっての対

策（第１１条－第１４条）
第２節　運用承認（第１５条）
第３節　情報システムの運用、管理等に当たっての対策（第１６条－第２２条）
第４章　可搬記憶媒体に係る対策（第２３条）
第５章　私有パソコン及び私有可搬記憶媒体の取扱い（第２４条）
第６章　教育及び訓練（第２５条）
第７章　サイバー攻撃等への対処（第２６条）
第８章　対策の実施状況の確認等（第２７条－第２９条）
第９章　雑則（第３０条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この達は、防衛省の情報保証に関する訓令（以下「訓令」という。）の規定に基づき、航空自衛隊の情報保証の確保について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この達において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）部隊等　編合部隊、編制部隊及び機関をいう。

（２）個人情報電磁的記録　防衛省の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の実施について（防官文第４５１２号。２５．３．２８）第５第１項に規定する個人情報ファイル及び保有個人情報に係る電子計算機情報をいう。

（適用除外される情報システム）

第３条　訓令第３条の規定に該当する情報システムは、別に定める。

第２章　組織及び体制

（情報システム情報保証責任者）

第４条　訓令第７条第１項に規定する情報システム情報保証責任者は、当該情報システムのライフサイクル全般にわたる情報保証の確保に関する事務を行う部隊等の長を基準とし、別に定める者とする。

（部隊等情報保証責任者）

第５条　訓令第８条第１項に規定する部隊等情報保証責任者は、次の各号に定める者とする。

（１）航空幕僚監部（以下「空幕」という。）にあっては、課長、科学技術官、総括副監理監察官、次席法務官及び次席衛生官並びに情報保証責任者が指定する者

（２）編制単位部隊を有する部隊にあっては、編制単位部隊の長

（３）前号以外の部隊にあっては、部隊の長又は部隊の長が指定する者

（４）機関（支処を含む。）にあっては、部長又はこれに相当する者

（情報システム運用者）

第６条　訓令第９条第１項に規定する情報システム運用者は、情報システム情報保証責任者が指定する者とする。

（情報システム情報保証認証者）

第７条　訓令第９条第２項に規定する情報システム情報保証認証者は、空幕運用支援・情報部情報課長（以下「空幕情報課長」という。）とする。

（事案対処責任者）

第８条　訓令第１１条に規定する事案対処責任者は、航空システム通信隊司令とする。

（情報保証対策委員会の委員）

第９条　訓令第１２条第２項に規定する情報保証責任者が指定する者は、空幕情報課長とする。

（航空自衛隊情報保証対策委員会）

第１０条　情報保証に関し、部隊等相互間の調整、連絡、技術的事項の検討等を行うため、航空自衛隊情報保証対策委員会（次項、第４項及び第７項において「空自対策委員会」という。）を置く。

２　空自対策委員会は、委員長及び情報保証責任者の指定する者をもって構成する。

３　委員長は、空幕情報課長をもって充てる。

４　委員長は、空自対策委員会を招集し、会務を総理する。

５　委員長は、部隊等の長に対し、所要の協力を求めることができる。

６　委員長は、関係のある空幕の課等の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力

を求めることができる。

７　空自対策委員会の庶務は、空幕運用支援・情報部情報課において処理する。

第３章　情報システムに係る対策

第１節　情報システムの整備等に当たっての対策

（情報システムの整備等に当たっての対策）

第１１条　情報システム情報保証責任者は、訓令第１３条から第２０条までに規定する機能を設ける場合は、訓令及び訓令に基づく技術基準等に基づき整備するものとする。

（情報システムの特性に応じた機能等）

第１２条　訓令第１９条の規定による情報システムの特性に応じた機能の設定等を行う場合で、情報システムの特性上、ＶＰＮ（ネットワーク上に仮想的な専用ネットワークを設ける技術をいう。以下同じ。）、無線ＬＡＮ又は公衆電話網を経由したリモートアクセス機能（以下「ＶＰＮ等」という。）を利用して情報システムを整備する場合には、ＶＰＮ等経由でアクセスすることが可能な通

信回線の範囲の制限、ＶＰＮ等への接続方法をみだりに知られないよう措置すること等必要な措置を講ずるものとする。

２　前項のＶＰＮ等経由でのアクセスを行う情報システム情報保証責任者は、あらかじめ別紙様式第１により、航空幕僚長（情報課長気付）に申請し、その許可を得るものとする。

（情報システム間の接続）

第１３条　情報システム情報保証責任者は、秘密電子計算機情報、特定秘密電磁的記録、注意電子計算機情報又は個人情報電磁的記録を取り扱う情報システムを他の情報システム又はネットワークと接続する必要がある場合、訓令第２６条の規定に準じて航空幕僚長（情報課長気付）に申請するものとする。

２　前項の申請を受けた航空幕僚長は、防衛大臣に対しその承認を得るものとし、結果を情報システム情報保証責任者に通知するものとする。

３　第１項の申請は、当該申請に係る情報システムの換装を行うとき及び当該情報システムの変更を

行うときには、再度行うものとする。

（情報システムの部外への設置等に係る申請）

第１４条　情報システム情報保証責任者は、訓令第２３条の承認を受けるに当たっては、あらかじめ、別紙様式第２により、航空幕僚長（情報課長気付）に申請し、その承認を得るものとする。

２　前項の規定は、情報システム運用者が情報システムに部外から接続させようとする場合について準用する。

第２節　運用承認

（運用承認）

第１５条　情報システム情報保証認証者は、訓令第２６条により行う運用承認に係る手続に関し、航空システム通信隊司令に対し、技術的な支援を求めることができるものとする。

２　前項の規定を除く運用承認に係る手続の細部については、別に定める。

第３節　情報システムの運用、管理等に当たっての対策

（アクセス制御）

第１６条　情報システム情報保証責任者は、部外からのアクセスを許可する場合には、あらかじめ、別紙様式第２により、航空幕僚長（情報課長気付）に申請し、その承認を得るものとする。

（証跡管理）

第１７条　訓令第３０条第１項の規定による証跡の保存期間は、５年を基準とする。

２　情報システム情報保証責任者は、前項の証跡を当該情報システムが換装又は運用が終了するまで適切に管理するとともに、保存期間が満了した後は確実に消去するものとする。

３　情報システム情報保証責任者は、情報保証責任者又は事案対処責任者から要請された場合には、所要の証跡を提供するものとする。

（ぜい弱性対応）

第１８条　隊員は、情報システムで使用するハードウェア及びソフトウェアについて、新たなぜい弱性に関する情報を入手した場合には、速やかに情報システム情報保証責任者に報告するものとする。

２　情報システム情報保証責任者は、前項の報告により新たなぜい弱性が判明し、又はぜい弱性への対応が不十分であることが判明した場合には、当該ぜい弱性が情報システムに与える影響等のリスク分析をした上、当該ぜい弱性への対応を適切な手段により、計画的に実施するものとする。

３　情報システム情報保証責任者は、前項により実施するぜい弱性への対応が困難な場合、別紙様式第３により、航空幕僚長（当該対応に関係する情報システムに対し整備等に係る措置等を講じた空幕の課等の長気付）に措置を申請するものとする。

４　情報システム運用者は、必要に応じ、ハードウェア及びソフトウェアのぜい弱性に関する情報、コンピュータ・ウイルス等に関する情報等を情報システム情報保証責任者及び他の情報システムに係る情報システム運用者と共有するものとする。

（情報システム室等の入退室管理）

第１９条　情報システム情報保証責任者は、入退室管理機能を設けた場合には、その証跡を適切に取

得するとともに、一定の期間保存するものとする。

（管理簿の整備）

第２０条　情報システム情報保証責任者は、情報システム使用者管理簿等を整備し、情報システムを使用する者を適切に管理するものとする。

（情報システムに関する文書の整備等）

第２１条　訓令第３７条第１項の規定による文書の整備は、情報システム情報保証責任者のほか、情報システム運用者が行うものする。

２　情報システム情報保証責任者及び情報システム運用者は、訓令第３７条第１項及び第２項により作成した文書、規則等及びこれらを保存した可搬記憶媒体を適切に管理するものとする。

３　情報システムを利用する隊員及び情報システムの管理を行う隊員は、訓令第３７条第１項及び第２項により定められた規則等その他情報システムの利用及び管理に関する規則に基づき、利用及び管理を行わなければならない。

（隊員以外の情報システムの使用）

第２２条　訓令第３９条の規定により隊員以外の者が守るべき内容を理解及び遵守させるべき者は、情報システム情報保証責任者のほか、情報システム運用者とする。

第４章　可搬記憶媒体に係る対策

（可搬記憶媒体に係る対策）

第２３条　可搬記憶媒体に係る対策の細部については、別に定める。

第５章　私有パソコン及び私有可搬記憶媒体の取扱い

（私有パソコン及び私有可搬記憶媒体の取扱い）

第２４条　私有パソコン及び私有可搬記憶媒体の取扱いの細部については、別に定める。

第６章　教育及び訓練

（教育及び訓練）

第２５条　訓令第４６条第１項に規定する情報保証に関する教育及び訓練は、情報システム情報保証責任者が実施するものとする。この場合において、必要と認めるときは、事案対処責任者に対し技術的な支援を求めることができるものとする。

第７章　サイバー攻撃等への対処

（サイバー攻撃等への対処）

第２６条　サイバー攻撃等への対処については、別に定める。

第８章　対策の実施状況の確認等

（自己点検）

第２７条　自己点検を行わせるに当たっての必要な事項の細部については、別に定める。

（監査）

第２８条　訓令第５３条第１項の規定による監査を行う者として、システム監査実施責任者を置く。

２　システム監査実施責任者は、航空システム通信隊司令をもって充てる。

３　システム監査実施責任者は、定期監査として、毎年度１回以上、監査を行うものとする。

４　システム監査実施責任者は、情報保証責任者又はシステム監査実施責任者が必要と認める場合、臨時監査を行うものとする。

５　情報システム情報保証責任者は、監査の実施に関し、必要な協力を行うものとする。

６　監査の実施要領等の細部については、別に定める。

（隊員による報告等）

第２９条　前２条に定めるもののほか、隊員は、訓令、この達及びこの達に基づき定められた関係規則に関する違反が発生し、又は発生したおそれがあると認める場合には、直ちに情報システム情報保証責任者又は部隊等情報保証責任者に報告するものとする。

２　情報システム情報保証責任者又は部隊等情報保証責任者は、訓令、この達及びこの達に基づき定められた関係規則に関する違反が発生し、又は発生したおそれがあると認める場合には、別紙様式第４により、指揮系統を通じて直ちに航空幕僚長（情報課長気付）に報告するものとする（登録外報告）。

３　インターネット上への情報流出を把握した場合の対応の細部については、別に定める。

第９章　雑則

（委任規定）

第３０条　情報システム情報保証責任者、情報システム運用者及び事案対処責任者並びに部隊等の長は、この達の実施に必要な細部事項を定めることができる。

附　則

この達は、平成２６年７月１日から施行する。

別紙様式第１（第１２条関係）

発簡番号
発簡年月日

航空幕僚長　殿
（情報課長気付）

発簡者名　印

ＶＰＮ等の構築について（申請）

標記について、下記のとおり設置（接続）したいので、承認されたく申請する。

記

１　目的
２　情報システム名
３　ＶＰＮ、無線ＬＡＮ又は公衆電話網の別
４　回線種別
５　ＶＰＮ等への接続方法及び接続情報
６　セキュリティ機能

分類番号：Ｃ－３０－９５　　作成年度：
保存期間：３年　　枚　　数：
保存期間満了時期：　　開示判断：

注：１　必要がある場合は、様式の一部を変更することができる。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とし、縦長に使用する。

別紙様式第２（第１４条、第１６条関係）

発簡番号
発簡年月日

航空幕僚長　殿
（情報課長気付）

発簡者名　印

情報システム部外設置（接続）について
（申請）

標記について、下記のとおり設置（接続）したいので、承認されたく申請する。

記

１　目的
２　設置（接続）情報システム名
３　設置（接続）先組織名
４　設置（接続）先住所及び電話番号
５　設置（接続）先管理者名
６　設置端末使用者名（設置時だけ記入）
７　接続方式（接続時だけ記入）
（1）　回線種別
（2）　プロトコル
（3）　アクセス制御の要領
（4）　その他の保全措置
８　送受信情報

分類番号：Ｃ－３０－９５　　作成年度：
保存期間：３年　　枚　　数：
保存期間満了時期：　　開示判断：
注：１　該当する項目だけ記載すること。
２　必要がある場合は、様式の一部を変更することができる。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とし、縦長に使用する。

別紙様式第３（第１８条関係）

発簡番号
発簡年月日

航空幕僚長　殿
（　　気付）

発簡者名　印

情報システムのぜい弱性対応のための
措置について（申請）

標記について、下記のとおり申請する。

記

１　目的
２　情報システム名
３　措置する必要があるぜい弱性
４　措置の内容
５　措置の時期
６　措置しなかった場合の影響
７　代替手段

分類番号：Ｃ－３０－９５　　作成年度：
保存期間：３年　　枚　　数：
保存期間満了時期：　　開示判断：

注：１　該当する項目だけ記載すること。
　　２　必要がある場合は、様式の一部を変更することができる。
　　３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とし、縦長に使用する。

別紙様式第４（第２９条関係）

発簡番号
発簡年月日

航空幕僚長　殿
（情報課長気付）

発簡者名　印

情報保証に関わる状況について（報告）
（登録外報告）

標記について、下記のとおり報告する。

記

１　情報システム名
２　該当器材及び設置場所
３　違反の発生日時
４　違反の概要
５　情報保証に及ぼす影響
６　その他参考事項

分類番号：Ｃ－３０－９５　　作成年度：
保存期間：３年　　枚　　数：
保存期間満了時期：　　開示判断：
注：１　必要がある場合は、様式の一部を変更することができる。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とし、縦長に使用する。